

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

No	12	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <b>法人住民税</b> <b>事業税</b> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業を行う承認地域経済牽引事業者が、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設・設備を新設・増設した場合に、当該新設・増設に伴い新たに取得等した機械装置・器具備品については取得価額の40%の特別償却又は4%の税額控除、建物及びその附属設備・構築物については取得価額の20%の特別償却又は2%の税額控除ができることとする。ただし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>（1）適用期限の2年延長</p> <p>（2）付加的な要件として、一定割合以上の賃上げ等を加え、要件を満たす事業者については、税額控除額及び税額控除限度額を深掘りする。</p> <p>①税額控除額について、機械装置・器具備品については5%、建物及びその附属設備・構築物については3%とする。</p> <p>②税額控除限度額について、上限額を20%から40%に引き上げる。</p> <p>※その他、東京一極集中への対応等の動向を踏まえ、所要の措置を検討する。</p>		
関係条文	<p>所得税（租税特別措置法第10条の4、租税特別措置法施行令第5条の5の2）</p> <p>法人税（同法第42条の11の2、同法第68条の14の3、同令第27条の11の2、同令第39条の44の3）</p> <p>地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号 地方税法附則第8条5項、第6項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲5 (▲609)                      [平年度] ▲5 (▲609)</p> <p>[改正増減収額] —                              (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>平成29年7月31日に施行された「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、「地域未来投資促進法」という。）は、地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的としている。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>地域未来投資促進法では、上記の目的の達成のため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果が大きい事業を「地域経済牽引事業」とし、都道府県知事等が承認した地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援することとしている。</p> <p>とりわけ、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣の確認を受けた事業に対して、課税の特例措置によって地域における積極的な設備投資を促す地域未来投資促進税制は、地域経済牽引事業を行う事業者からのニーズが非常に高い。そのため、本税制を延長することが必要である。また、地域の成長発展の基盤を更に強化する観点から、賃上げ等を実現しより地域経済の活性化に寄与する地域経済を牽引する企業に対する支援の拡充が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業
	政策の達成目標	地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成33年3月末まで
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	地域経済牽引事業計画の承認数 869件（平成30年8月3日時点）
有効性	要望の措置の適用見込み	約200件/年
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	施行日（平成29年7月31日）から平成30年7月30日までに、課税の特例措置の対象となる、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業は363件であり、地域における投資が進みつつある。本税制を延長するとともに、賃上げ等を実現しつつ、地域経済を牽引する企業について支援を強化することにより、地域の成長発展の基盤の更なる強化が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業者が、地域経済牽引事業計画のために新設等した家屋等について、地方公共団体が、不動産取得税・固定資産税の課税免除等を行った場合に、3箇年度の減収補てん措置を講じている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「戦略分野における地域経済牽引事業支援事業」として、地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業と連携して行う、戦略分野（先端ものづくり（医療機器、航空機、新素材等）、地域商社、観光等）における設備投資を補助することを想定している（「地域未来投資促進事業」166.5億円の内数）。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本予算によって、地域経済を牽引する事業を行う事業者が中小企業と連携して行う設備投資を支援することによって、地域経済への波及効果を有する設備投資をより一層促進する。
	要望の措置の妥当性	本税制は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域への経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業者による地域内投資へのインセンティブを与え、地域の事業者への波及効果が期待される。また、賃上げ等を実現しつつ、地域経済を牽引する企業について支援を強化することにより、地域の成長発展の基盤の更なる強化が見込まれる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>施行日（平成 29 年 7 月 31 日）から平成 30 年 7 月 30 日までに、課税の特例措置の対象となる、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業は 363 件である。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>施行日（平成 29 年 7 月 31 日）から平成 30 年 7 月 30 日までに、課税の特例措置の対象となる、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業は 363 件であり、地域における投資促進等の効果が現れている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地域経済を牽引する地域中核企業等による未来投資を支援し、地域中核企業による地域の強みを活かした事業拡大を支援することで、地域経済の活性化を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 29 年 7 月 31 日の施行後、都道府県及び市町村が策定した合計 190 の基本計画について国の同意を行い（平成 30 年 7 月 30 日時点）、基本計画に基づき、869 件の地域経済牽引事業計画が承認された（平成 30 年 8 月 3 日時点）。また、課税の特例措置の対象となる、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業は 363 件（平成 30 年 7 月 30 日時点）となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 29 年度新設</p>